

## 自動体外式除細動器（AED）貸出要領

AED貸出要領（平成19年11月1日実施）の全部を改正する。

### （目的）

第1 この要領は、多くの市民の参加する催し物等において、参加者等が突然の心肺停止状態に陥った場合、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を使用し救急車が到着するまでの間に応急処置を行い、救命および回復させることを目的として、AEDの貸出に関する事項を定めるものである。

### （貸出対象）

第2 多くの市民の参加による催し物等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 茨木市内にて、市民が参加するスポーツ競技、祭典・式典、集会その他イベントとする。
- (2) 茨木市内の自治会、自主防災会等の団体が主体となった催し物等とする。
- (3) その他、消防長が適当と認めたものとする。

### （貸出条件）

第3 前項の催し物等において、AEDを使用する場合は次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 貸出台数は、原則として1台とする。
- (2) 取扱責任者は、原則として普通救命講習・上級救命講習・普及員講習受講者または医療従事者とする。
- (3) AEDの管理を適正に行うこと。

### （申請）

第4 AEDの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、AED借用申込書（様式1）を茨木市消防署救急管理課に提出しなければならない。

### （貸出・返却）

第5 AEDの貸出および返却は、原則として茨木市消防本部が指定する日時および場所において、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 貸出期間は、催し物等開催中とし、催し物等が終了すれば、速やかに返却すること。
- (2) 貸出時および返却時には、点検チェックリスト（様式2）により確認する。

(費用)

第6 AEDの貸出は無償とし、本来の目的で使用した電極パッド等の消耗品については、茨木市消防本部が負担するものとする。ただし、紛失または破損等により修理費または代替品購入費等が発生した場合は、当該費用を申請者が負担するものとする。

(損害賠償)

第7 貸出中のAEDによって第三者に損害が生じた場合は、茨木市消防本部はその責を負わない。

(禁止事項)

第8 AEDに関する、次の各号の事項は禁止とする。

- (1) 転貸または譲渡
- (2) 不適切な管理
- (3) 応急処置以外の使用

(返却命令)

第9 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、貸出中であってもAEDの返却を命ずることができる。

- (1) 申請者が、本要領に違反したとき。
- (2) 催し物等が、中止または延期されたとき。
- (3) その他、消防長が必要と認めたとき。

(雑則)

第10 本要領に定めるものの他、AEDの貸出に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から実施する。